

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

(1)外国人児童生徒教育担当者連絡会

- ・指導主事、各校の外国人児童生徒教育担当者、外国人児童生徒教育相談員(以下:相談員)

(2)外国人児童生徒教育担当者研修会

- ・指導主事、各校の外国人児童生徒教育担当者、相談員、外国人児童生徒教育指導員(以下:指導員)

(3)外国人児童生徒教育推進委員会

- ・校長、教頭、教員、市ブラジル協会、市多文化共生・国際課、相談員、指導主事

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡会議の実施

- ・外国人児童生徒教育担当者連絡会において、事業の概要と初期指導の受け入れ体制の説明、「個別の指導計画」作成及び評価についての研修を実施
- ・外国人児童生徒教育担当者研修会において、各校の外国人児童生徒教育担当者に対する「個別の指導計画」の書き方や日本語指導の進め方等の研修を深める。
- ・外国人児童生徒教育推進委員会において、「進路の手引き」の修正や、外国人児童生徒と保護者のための「進路を考える会」の計画及び運営。初期支援コースの体制づくりと見直しを追加。

(2)拠点校の設置等による指導体制のモデル化

- ・日本語指導を必要とする外国人児童生徒の在籍する学校に相談員を派遣。
 ※国際教室設置校には、バイリンガル相談員を、国際教室未設置校には、日本語指導相談員を派遣。
- ・集住地域にある学校には、バイリンガル相談員を常駐させ、きめ細かな支援体制を整えた。
- ・中学校初期支援コース「みらい東」を市東部に豊岡中学校に、「みらい西」を市の中心部にある羽田中学校に設置し、来日間もない生徒の初期支援を行った。また、来日間もない児童については、市内で最も在籍者数の多い学校に、プレクラスを設置し、バイリンガル相談員を2名配置した。さらに本年度は、小学校初期支援コース「きぼう」を市東部の岩西小学校に設置し、来日間もない児童の初期支援を行った。

(3)日本語能力測定方法等を活用した実践研究の実施

- ・新1年生に対して、就学時健康診断時及び入学直後に語彙調査を実施
- ・外国人児童生徒担当者に対して「個別の指導計画の書き方と評価の考え方」「初中期の日本語指導」「日本語と教科の統合学習」「外国人児童生徒のキャリア教育」についての研修会の実施及び授業実践

(4)「特別の教育過程」による日本語指導の実施

- ・外国人児童生徒教育担当者に対して「特別の教育課程」についての研修会を実施
- ・外国人児童生徒教育を初めて担当する教員に対して、「特別の教育課程」の評価と指導について研修を実施

(5) 学力保障・進路指導 「外国人児童生徒のための進路を考える会」の開催

- ・外国人児童生徒教育推進委員会が中心となって夏休みに実施
- ・内容は、入試制度の説明、個別の進路相談（本年度は 保護者や学生による講演は行わず）

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導相談員が、日本語指導が必要な児童生徒が在籍しているにもかかわらず日語加配教員がいない学校に定期的に巡回指導実施
- ・日語加配教員がいる学校にも、「個別の指導計画」作成など、不定期に巡回指導実施
- ・学校常駐、巡回訪問、教育委員会内「外国人児童生徒教育相談コーナー」常駐の形態に分かれて勤務
- ・外国人児童生徒の在籍数が多い学校に、午前中のみ母語支援者が常駐（スクールアシスタント）
- ・初期支援が必要な児童生徒が編入した場合や、家庭訪問や保護者会など多くの通訳派遣が必要な時に、本市に登録されている通訳を随時派遣（登録バイリンガル）

(10) ICTを活用した教育・支援

- ・日本語指導の授業で、動画や映像をテレビ画面やスクリーンに映して、学習を支援。
- ・外国人児童生徒教育担当者研修会や「進路を考える会」で、パワーポイントを使って、説明内容を見やすく提示。

(11) 高校生等に対する包括的な教育・支援【重点実施項目】

- ・受託事業者が豊橋市立豊橋高等学校の教室を利用して日本語指導や学習支援に加え、外国人市民を講師とした講演会を実施。

(12) 成果の普及

- ・教育委員会のホームページに「個別の指導計画」の様式や記入例、学校にかかわる翻訳文書、教材等を公表
- ・相談コーナー通信の発行により、全市内に成果や必要な情報を知らせる
- ・市の相談員や教科指導員が、市内の国際学級設置校を訪問

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

- (1) 外国人児童生徒教育担当者連絡会において、「個別の指導計画」の書き方について研修を行ったことで、具体的な評価方法や日本語能力を考慮した後期の指導計画を立てることができた。今後は、再任用教員や初心者を含めた研修会の充実を図っていく必要がある。

外国人児童生徒教育推進委員会が主催する外国人児童生徒と保護者のための「進路を考える会」では、100名を超える保護者や児童生徒の参加があり、高校の入試制度について理解を深めることや、個別の相談に対応することができた。また、小学校初期支援コース「きぼう」には、2月末までに28名の児童が通級することができ、日本の学校生活に慣れ、これからの学習にも自信をもつことができた。一方、保護者による送迎ができなくて、きぼうに通えない児童もいた。今後も、通学方法を中心に、運営状況を注視していく必要がある。

- (2) 外国人児童生徒集住校には、4名のバイリンガル相談員が終日常駐、または隔日常駐を行った。また、散在地域の国際設置校には、6名のバイリンガル相談員、国際未設置校には6名の日本語指導相談員が巡回し、集住地域散在地域ともにきめ細かな支援を行うことができ、市内一定の水準の日本語指導を推進することができた。

- (3) 2回の語彙調査をもとに、就学前と入学直後に日本語能力を把握することで、新年度が始まる前に、取り出し指導の時間割の編成や支援員の巡回予定の参考にすることができた。
- (4) 外国人児童生徒教育担当者研修会において、「特別の教育課程」編成による「個別の指導計画」の作成についての研修を行ったことで、児童生徒の日本語の力を客観的に把握することや前期の評価をもとに4技能のバランスを考慮して後期の指導計画を立てることの重要性について理解を深めることができた。今後は、「個別の指導計画」にもとづいた授業研究など、実践に即した研修が必要である。
- (5) 新しい高校入試制度の周知を図るとともに、保護者や現役高校生の講演を聞くことで、将来への希望をもたせることができた。また、市内の中学校の進路指導主事による個別の進路相談会を行い、高校入試を含めた将来の展望について考えるよい機会となった。今後は、多言語化への対応や小学生への積極的な参加呼びかけをしていく必要がある。
- (6) 日本語指導適応学級担当教員の加配のない学校に、日本語指導相談員を派遣したことにより、取り出し指導の充実を図ることができた。また、日本語教育適応学級担当教員の加配のある学校に、バイリンガル相談員を派遣したことで、日本語能力の向上だけでなく、生活指導や相談活動を実施することができた。このバイリンガル相談員の存在が、保護者との信頼関係を築くことに重要な役割を果たしている。よりきめ細かな指導の展開のためにも、外国人児童生徒の増加や散在化に対応させて、相談員の増員が必要である。
- (10) ホームページに様々な情報を公開することにより、各地から連絡が入り、地域のみでなく全国に発信できた。情報提供を積極的に行うことで、他市町の外国人児童生徒教育の充実にもつながったと思われる。また、「個別の指導計画」については、どの教員も記入例を参考に書くことによって、内容の充実が図られた。また、教科指導員や外国人児童生徒教育相談員の訪問により、年度の途中でも、担当教員の指導方法について振り返りを行うことができ、その後の指導に役立てることができた。今後は、ホームページに公開する情報について、新たに追加する項目も含めて整理をしていくとともに、翻訳作成文書にかけている時間が膨大であるため、市の翻訳センターを設置し、各学校で個々に対応している文書の翻訳を集中的に作成・管理するようなシステムを考えていきたい。
- (11) 高校生等に対する包括的な教育・支援【重点実施項目】
年間 19 日 38 時限の講義を実施。22 名の生徒が本講座に登録をし、参加人数は延べ 119 名であるが、本事業への参加は単位取得に結び付かないため、途中で参加しなくなってしまう生徒も見られた。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	58.3%	57.6%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	72.1%	74.5%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- ・初期支援コースでの指導体制とカリキュラム作りについて検討を行い、各小中学校でも活用できるようにしていく。
- ・小学校初期支援校コース修了後児童生徒に対する在籍校での指導体制を整える。
- ・市の翻訳センターの構想を立て、実際に運用できるようにするための準備をすすめる。
- ・市内の全教職員に、外国人児童生徒教育についての理解をすすめ、豊橋市の相談体制の仕組みについて周知していく。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。